

〈書評〉

太田出著 名古屋大学出版会

『関羽と靈異伝説——清朝期のユーラシア世界と帝国版図』

(東京大学大学院) 殷 晴

—《書評》—

太田出著 名古屋大学出版会

『関羽と靈異伝説——清朝期の  
ユーラシア世界と帝国版図』

(東京大学大学院) 殷 晴

本書の著者太田出氏は、緻密な文献研究と精神的な現地調査を通じて、幅広い視点から明清史を研究してこられた。2015年に出版された著書『中国近世の罪と罰——犯罪・警察・監獄の社会史』（名古屋大学出版会）は清代における犯罪と治安維持を扱った研究であったが、その礎となった1995～97年の中国人民大学留学中の史料収集は、本書執筆のきっかけともなった。

少年時代から『三国志』を愛読し、卒業論文で蜀漢政権の構造を取り上げたほどの「三国志オタク」である著者は、留学中に北京の中国第一歴史檔案館で清代の軍隊に関する史料を閲覧した際に、軍事作戦の中で関羽が靈異を顕して清朝軍を助けたという主旨の上奏文と「運命的に」出会った(293～294頁)。それから20年後に出版された本書は、関羽とその靈異伝説を学術的な手法で分析し、民間信仰と清朝支配との関係について考察したものである。法制史・軍事史に精通し、かつ関羽に深い愛情を持つ著者ならではの一冊と言える。

本書は、清朝の関羽信仰についての本格的な研究として、画期的な意義を持つ。むろん、明清時代の民間信仰に関しては、これまで相当の研究蓄積があり、武神として崇敬されていた関羽も多くの関心を集めてきた。しかし、関羽の靈異伝説に真正面から向き合いつつ、さらにそれを王朝の権威調達・領域統合という大きな問題に関連させて議論しようとする本書の問題意識と研究手法は、新鮮な魅力に満ちている。

## I. 各章の概要

以下、まずは本書の内容を簡単に紹介したい。

序章「領域統合と民間信仰」では、関羽信仰に関する三つの現代の事例から出発し、本書の視点を明示する。清朝の重層的・多元的な統治構造を理解するために、宗教と国家（王権）との関係は重要な切り口である。それにもかかわらず、関羽に代表される儒教・仏教・道教の三教合一の民間信仰が、清朝支配と結び付けられて考察されることはほとんどなかった。それを踏まえ、本書は現代まで続いている関羽信仰と国家との深い関わりを、清朝期を中心に考察することを目的としている。

清朝の関羽信仰を考える前提として、第一章「唐朝から明朝における関羽の神格化」では濱島敦俊氏が提示した神格化の三要素、すなわち①生前の義行、②死後に靈異を顕すこと(靈異伝説の創出)、③天の代理者たる皇帝による勅封を軸に、明代までの関羽の神格化の過程を辿る。①については、3世紀に書かれた『三国志』には既に関羽の武勇と忠義が記されている。③については、関羽は死の直後、蜀によって壯繆侯という封号を賜与されたが、王朝による本格的な勅封は北宋の徽宗期から始まり、以降順調に位階を上げ、清朝では関聖帝君と帝号を称するまでに至った。

そして、神格化の決定的条件であり根幹である②は唐代に芽生え始め、史料上の制約により不明な点が多く残されている宋・元時代を経て、明代に至って大きな発展を遂げた。明代において、華北に発祥した関羽信仰は軍事行動を通じて江南デルタ・華南・西南へと拡大していき、更には文禄・慶長の役をきっかけに朝鮮まで伝播した。それに加え、元末明初に成立した『三国志演義』では、紅い顔、三筋の美鬣、緑色の袍など、今日知られる関羽の典型的な姿が定式化された。著者によれば、明代の関羽信仰は、井上以智為の先駆的研究で指摘されているような「最盛期」というよりも、むしろ「発展期」と位置づける方が相応しい。

第二章「清朝と関聖帝君の「顕聖」——靈異伝説の創出」では、清朝の皇帝と官僚が、いかなる目的をもって、どのように関羽信仰を利用したのかを考察する。具体的には、千年王国運動的宗教活動である天理教（1813）と太平天国（1851～1864）の乱に焦点を当て、上諭・上奏文における関羽の靈異伝説を分析するという手法をとる。

天理教の乱の場合、教徒の紫禁城突入に際して唯一顕聖したとされる神が関聖帝君であり、もう一つの戦場・河南省でも、関帝廟が発火して関聖帝君が光明の中で顕聖したことが報告されている。一方、太平天国の場合、陝西、河南、江蘇といった戦場では、関聖帝君の姿こそ目撃されなかったものの、天にも届く火焰の出現といった奇跡が関聖帝君の顕聖として上奏された。これらの事例から、①現地指揮官による顕聖の報告→②報告を肯定する明発上諭の発布→③関聖帝君への謝恩としての封号の賜与と祭式の挙行、という共通のパターンを見出すことができる。この一連の行動の目的は、漢民族の英雄神たる関聖帝君の権威を公的に承認・誇示することを通じて、その加護のもとにあるという“われわれ”意識を醸成し、兵士から一般民衆まで広く共有させることにある。関聖帝君の靈異伝説には、「破邪」「乞雨」「祈晴」など民間信仰に基づく具体的な靈力が盛り込まれているからこそ、人々の心性にまで踏み込むような“われわれ”意識の形成が可能になったのである。

第三章「関帝廟という装置」では、現地調査と文献研究の両方にに基づき、関帝廟という装置を分析する。多くの関帝廟は、関聖帝君の軍事行動中の顕聖を感謝・記念するために建立された。一方で関聖帝君の顕聖も、往々にして関帝廟で発生した。皇帝による関帝廟への石碑・匾額の賜与は、関聖帝君を権威づける行為であり、同時にこれらの石碑・扁額は、自らの王権が神の加護を受けていることの顕彰でもある。また、関帝廟に安置さ

れた神像は関聖帝君の姿を具現化しており、関帝靈籤（御神籤）は関聖帝君と庶民とが交感する媒体となっていた。これら個々のパーツが、関聖帝君と一般民衆、王朝国家とをつなぐ回路として機能しており、こうした回路の集合体としての関帝廟は、単なる宗教施設ではなく、王朝の支配を象徴する政治的な装置でもあった。

第四章「『白蓮』の記憶——明清時代江南デルタの謠言と恐怖」は目線を民衆レベルに転じ、下からの信仰と清朝国家の世界観がどのような共通点を有したのかを考察する。その手掛かりとして、光緒二年（1876）に江南デルタで流布していた恐怖の謠言（デマ）が取り上げられている。各地の県志と郷鎮志における記述を分析すると、これらの謠言は、主に①「紙人の術」（紙で人の形を切り出して悪事を働かせる）、②「魘魅」（金縛りに遭う）、③「割辮」（辮髪を剪る）といった白蓮教の「妖術」とみなされる要素から構成されていた。つまり、江南デルタでは謠言のなかに「白蓮」の記憶が埋め込まれたのである。こうした白蓮教に対する恐怖感は、民間社会と清朝国家の世界観に通底していた。しかし、恐怖に対抗しうる手段を持たない無力な民衆とは対照的に、清朝国家は白蓮教を取り締まると同時に、「白蓮の術」を打ち破る靈力を有した関聖帝君が清朝を加護しているという靈異伝説をも創り出した。

第五章と第六章では、清朝の領域形成・維持における関羽信仰の意義を、乾隆帝の時代を中心に論じる。なぜなら、関羽は順治元年（1644）に勅封されてから、再び清朝皇帝により封号されたのは約120年後の乾隆三十三年（1768）であり、しかもそれが清朝の最大領域を形成する契機となった「十全武功」における加護への謝恩であったからである。

第五章「清朝のユーラシア世界統合と関聖帝君——軍事行動における靈異伝説の創出」では、清朝がユーラシア世界に跨る大領域を維持する過程

において、関羽信仰が如何なる役割を果たしたかを分析する。まず、乾隆帝の関聖帝君への期待を知るために、乾隆三十九年（1774）の清水教王倫の乱に注目する。反乱の鎮圧にあたって、反乱側も清朝軍側も、自らを「聖なる」力によって加護された世界、相手を「邪な（不浄な）」力に頼った世界と観念することで、「われわれ」と「やつら」を区別していた。著者によれば、その際に、乾隆帝が関聖帝君を「聖なる」力の持ち主とみなし、その靈力を宣伝することを通じて兵士たちの心を奮い立たせようとした。

本章の後半では漢地以外の地域に視線が向けられる。乾隆五十六年（1791）のゲルカ侵攻においても、五十一年（1789）の林爽文の乱においても、道光六年（1826）のジハンギール・ホージャの乱においても、関聖帝君の顕聖はそれぞれチベット、台湾、新疆といったいわゆる周縁地域で報告された。クビライの帝王観を継承した乾隆帝は、チベット仏教の転輪聖王、モンゴルの民間英雄神たるゲセル・ハーンとともに漢民族の関聖帝君をも前面に押し出すことで、ユーラシア世界に跨る大領域の統合を図ったのである。

第六章「清朝の版図・王権と関羽信仰——乾隆帝の十全武功と関聖帝君の顕聖」では、大軍事遠征＝十全武功による領域の拡大・統合と関羽信仰との関係を考察する。新疆やチベット、台湾など十全武功により清朝の領域に統合された地域では、秩序が安定すると関帝廟が直ちに建設された。これらの関帝廟に建てられた石碑は、往々にして軍事行動の成功とその後の地域の発展を、清朝皇帝の文徳・武功並びに関聖帝君の加護に帰している。

一方、以上のような大軍事遠征を実行するには、軍隊、とりわけ軍隊の圧倒的多数を占める緑営兵を動員する必要がある、そのために調達された権威が関聖帝君であった。乾隆四十四年（1779）に熱河の関帝廟の瓦が乾隆帝の命令により黄瓦に昇

格されたことが示すように、「十全武功」を契機として、関聖帝君は清朝全土を護持する最高武神として位置づけられるようになった。ただし、実際に関聖帝君の靈異を共有できたのは皇帝・官僚を中心とする満洲人と漢人のみであり、チベット人やモンゴル人、イスラーム教徒（回教徒）には関羽信仰は浸透していなかったと考えられる。

終章「国家と宗教」では、近世日本や朝鮮とも比較しつつ清朝支配と宗教との関係を再確認し、また中華民国と関羽信仰との関わりについても見通しを示している。儒教国家の正統な継承者を標榜する朝鮮、神国思想を理論的支柱に据えた日本と比べ、「武威」によって成立した多民族国家である清朝は、関羽をはじめとする神々の加護を宣揚することで一般民衆の求心力を維持しようとした。国家権力による関羽信仰の利用は中華民国初期にも見られたが、「伏魔」「破邪」「祈雨」といった要素は迷信として捨象され、「忠義」のみが近代国家の軍人の有るべき姿として強調されていた。

## II. 本書の意義

以上、各章の内容をごく簡単にまとめてきたが、本書にぎっしりと詰まった細部にわたる具体的な分析は、上記のような要約では十分に紹介しきれない。関聖帝君が暗闇を切り裂く明かりの中に顕れて闇の世界を照らし出す戦いの場面（78～80頁）や、道光帝が自ら鳥銃を構えて白蓮教の紙人紙馬をばたばたと打ち落とす情景（166頁）など、色鮮やかな靈異の世界が生き生きと描かれ、読者に驚きを与える。軍事行動と言えば、普通は血まぐさい刀や矛が思い浮かべられるが、その向こう側にこのような多彩な世界が広がっていることが、著者の史料を駆使する手腕と筆さばきによって、我々の目の前に示されたのである。

むろん、本書の魅力は、読み応えのある細部のみならず、それらを宗教と王朝の統治体制との関

係という大きな枠組みのもとに統合した点にも存在する。周知のように、広大な領域を統治するために、清朝の君主は様々な論理を駆使して権威を調達していた。その中で統治手段としての宗教の役割については、主にチベット仏教の護持と儒教の祭天儀礼の遂行との二点を中心に強調されてきた。しかし、人口の大多数を占める漢民族の人々にとって、チベット仏教も天壇で行われた儀式も必ずしも馴染みのある存在ではなく、また徳に訴える儒教的な支配原理だけでは、武勇という清朝の軍事国家の側面を十分に反映できない。この二つの要請を同時に満たせる存在こそ、忠義・武勇の化身で漢民族の戦神たる関羽であった。

本書は、上奏文、上諭、地方志、碑文といった多様な史料の緻密な読解に基づき、清朝皇帝が関羽の加護を宣伝することで統治の正当化を図ろうとしていたこと、関羽の加護のもとにあるという認識は人々の一体感を生み出す精神的紐帯であったこと、関帝廟は版図へ組み込んだことの証としての役割を果たしていたこと、といった論点を明快に提示している。関羽信仰に注目することで、清朝支配の特徴を深く考察できるようになるという著者の着眼は傑出したものと言えよう。

さらに、他地域や近現代との比較を常に念頭に置いているという点も、本書の大きな特徴である。本書はあくまで漢文史料に依拠したものであるが、先行研究と自身の分析を統合することで、チベット・モンゴルの宗教信仰をも視野にいれており、また近世東アジアにおける王権と宗教の関係についても巨視的な見通しを示した。このような研究スケールの大きさは、前著と共通する著者の一貫した作風と言える。今後は、キリスト教世界、イスラーム世界との比較研究も期待できよう。

### Ⅲ. 若干の疑問点

以上のような特徴を持つ本書であるが、3点について、評者の疑問を述べておきたい。

まず考えたいのは、関羽の霊異伝説を国家レベルで創出されたものと捉え、そこから一貫性のある政策意図を読み取りようとする研究アプローチである。

人間の精神的営為への鋭い関心、さらにそれを史料の徹底的な読解に基づいて論理的・体系的に説明しようとする点は、本書の大きな特徴であり魅力である。霊異伝説は一種の物語である以上、作り手の意図が込められているのは当然のことであり、またそれらの意図の奥深くに、国のイデオロギーの影響が潜んでいることも十分に考え得る。しかし、個々の作り手が物語を紡ぎ出す際に、どれほど国の政策を明確に念頭に置いていたのか、という疑問を評者は持った。

具体的な例として、まずは嘉慶十八年(1813)の天理教の乱を取り上げたい。本書の第二章ではこの反乱を、河南滑県での蜂起→鎮圧にあたる那彦成の上奏文で報告された関羽の顕聖→当該上奏文に対する嘉慶帝の硃批で言及された関羽の紫禁城での顕聖、という順序で論を進めている。ここで特に著者が注目しているのは那彦成の上奏文で、「これは彼が満洲人官僚であった〔中略〕ことと同時に、政府軍が主に緑営兵で構成されていたことに関連していたと考えられる」と指摘している(76頁)。

確かに、指揮官が自ら霊異伝説を上奏文に挿入した点は興味深い。しかし、士気を鼓舞する手段として、戦場で兵士たちに向けて顕聖の物語を創り出すことは容易に想像できるが、なぜ皇帝への戦況報告において、わざわざ関羽の庇護を強調しているのだろうか。自分の指揮能力や戦術を強調したほうが、指揮官としての実務能力をよりアピールできるのではないか。第二章では引用されていないが、実は嘉慶帝は十一月六日に明発上諭を下し、紫禁城突入事件の際に関帝帝君が顕聖したことを述べた上で、地安門外の関帝廟での祭祀を命じている<sup>1)</sup>。那彦成の上奏文が十二月二十九

日に提出されたということを考慮すれば、彼は十一月六日の明発上諭を知った上で、嘉慶帝に迎合するために、関聖帝君の滑県での顕聖を創り出した、と考えても不思議ではないだろう。

この点に関連して、第四章では、清朝は「“われわれ”は関聖帝君に庇護された王朝国家であるとする世界観を提示していた」(168頁)という論点を支える根拠として、馬祥玉という直隸の天理教関係者の供述を引用している。「関聖帝君が顕聖して一陣の雨を降らせ、白蓮の術で空中を飛んでいる「紙人・紙馬をすべてたたき落とす」(163頁)と聞いた、という馬祥玉の供述に対して、著者は慎重に留保をつけながらも、「このような王朝国家にとって誠に都合な供述が一農民の口から素直に出たとは、ただちには考えにくいように思われ」、「むしろ胥吏なり供述をとった官憲側の手によって顕聖の物語が挿入されたと推測する方がよいのかもしれない」と述べている(164頁)。

むろん、供述書に記されたのは馬祥玉の肉声ではなく、様々な政治的配慮により脚色されていることは確かである。しかし、供述書はあくまで皇帝と関係官庁に提出された行政文書であり、そこで王朝の世界観を示そうとするのであれば、誰が相手として想定されていたのだろうか。そして、もし顕聖の物語を官憲側によって挿入されたものと捉えるのであれば、「この供述はまさにそうした世界観が一定程度、民間社会にも受容・反映されていたことの証かもしれない」(168頁)という結論に必ずしも至るわけではない。嘉慶帝の十一月六日の明発上諭は邸報などを通じて民間で広く知られており、馬祥玉も関聖帝君の紫禁城での顕聖を聞いていた、と考えたほうが自然なのではないか。

二つ目の疑問は、乾隆帝の関羽信仰に対する期待である。第五章の前半では、乾隆三十九年(1774)の清水教王倫の乱を取り上げ、乾隆帝の関羽信仰への重視を説明している。著者の説明によれば、

乾隆帝は関聖帝君の靈力が反乱側の「邪(不浄)な」力を破ったことを誇示しようとしたが、緑營の副将・葉信が妓女の裸体・陰部の露出といった「不浄な」手段をとってしまい、乾隆帝のそうした期待を裏切った。それがために、葉信は北京へ召還されて獄死した。「乾隆帝は葉信の行為を絶対に容認できなかったのである。葉信の死は乾隆帝が対漢民族統治において関聖帝君をいかに重視していたかを如実に物語るものといえよう」(178頁)と著者は述べている。

乾隆帝がわざわざ上諭を下し、妓女の使用といった戦術について調査を命じたことから窺えるように、戦い方そのものが注目されていたことは確かである。しかし、葉信が投獄された理由は、本当に不浄な手段を使ったことだけにあったのだろうか。乾隆三十九年十月一日の明発上諭によると、葉信は臨清県の旧城の防御を諦めて敗走し、しかも敗走の際に、漕米を運ぶ官船に家族を避難させたことで罪を問われたという<sup>(2)</sup>。取り調べの結果、家族の避難は葉信の了承を得ていないことが判明したが、葉信は釈放される前に監獄で病死した<sup>(3)</sup>。すなわち、乾隆帝は葉信の死罰を命じていたわけではない。むろん、明発上諭で述べられた罪名は葉信への処罰を正当化するための口実だったのかもしれない。しかし、この事例をもとに乾隆帝と関羽信仰との関係を論じるには、もう一歩踏み込んだ根拠の提示が必要のように思われる。

最後の疑問は、本書の最も重要な論点の一つ、「われわれ」意識についてである。本書では主に千年王国運動的宗教活動に焦点をあてることによりこの点を論証しており、「関聖帝君の加護を媒介とする王朝国家」と「弥勒信仰を媒介とする邪教集団」という対立関係を示している(234頁)。これは極めて明快で説得力のある構図である。しかし、関羽信仰の重要な特徴は、国の承認を得たと同時に、天地会などの「反清復明」を掲げる秘密

結社にも守護神として祀られていたことにある。義和団運動の際にも、関羽が孫悟空と並んで最も人気の高い神として崇拜されており、憑依儀礼に頻繁に登場していた<sup>(4)</sup>。国の信仰と対戦相手の信仰が接点を持つ時、言い換えれば、彼我の“われわれ”意識が関羽の加護という点で部分的に重なる場合、国はどのように対応したのかという疑問が生じる。

以上、率直な感想を述べさせていただいた。本書は、著者の熱意と緻密な実証が凝縮された、示唆と刺激に富んだ一冊である。ぜひとも多くの読者の手に取っていただき、関羽の霊異伝説の面白さを味わってもらいたい。

(2019年9月刊, 297ページ, 本体5,400円+税)

[注]

- (1)『清仁宗実録』巻278, 嘉慶十八年十一月己巳の条。この上諭は『上諭檔』には収録されていない。
- (2)『清高宗実録』巻968, 乾隆三十九年十月辛巳の条。この上諭は『上諭檔』には収録されていない。
- (3)『清高宗実録』巻968, 乾隆三十九年十月甲午の条。この上諭は『上諭檔』には収録されていない。国立故宫博物院編『宮中檔乾隆朝奏摺』第37輯(国立故宫博物院, 1988), 241-242頁, 乾隆三十九年十月十三日, 舒赫德奏。
- (4)錫彤『河塑前塵』(中国社会科学院近代史研究所近代史資料編訳室主編『義和団史料(上)』中国社会科学出版社, 1982), 419頁。